

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施。

- (ア) 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- (イ) 三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
- (ウ) フレックスタイム制度
- (エ) 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

目標2：時間外・休日労働の削減のための措置の実施。

目標3：育児休業取得率100%及び1ヶ月以上の育児休業取得を目指し、育児休業制度等に関する資料を作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和7年 2月～従業員のニーズ把握及び検討開始
- 令和7年 3月～育児休業制度等に関する資料を作成・配布し、全従業員に育児休業制度を周知する

目標4：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校3年までに拡大する。

<対策>

- 令和7年 2月～①従業員のニーズ、検討開始
 - ②制度導入
 - ③ミーティングや社内通知にて従業員に制度を周知する